

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人都市緑化機構（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、本給月額及び特別調整手当とする。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会出席謝金並びに監査謝金とする。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に應じて退職手当を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 常勤役員の本給月額は、別表1に定める本給月額表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 特別調整手当は、本給月額に100分の12を乗じて得た額とする。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表2に定める額とする。

（報酬の支給日等）

第6条 常勤役員の報酬の支給日及び支給方法は、職員給与規程に準じるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会出席等必要の都度支給するものとする。

（退職手当）

第6条 退職手当は、任期満了、辞任又は死亡により退任した常勤役員に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職手当の額は、退任の日に受けていた本給月額に、在職1月につき100分の12.5を乗じて得た額を限度とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。

（費用負担）

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員が、通勤のために交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする場合には、当該役員が負担する運賃の額を通勤手当として支給し、その計算方法及び支給方法は、職員給与規程に準じるものとする。

（改正）

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人都市緑化機構の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人都市緑化機構役員報酬規程及び財団法人都市緑化機構役員退職手当支給規程は、この規程の施行の日に廃止する。

別表1（第4条関係）

本給月額表

号 級	月 額
	円
1	666,300
2	703,100
3	740,400
4	759,500
5	778,000
6	797,000

別表2（第4条関係）

非常勤役員、評議員報酬

	理事会出席謝金 (1回当たり)	評議員会出席謝金 (1回当たり)	監 査 謝 金 (1日当たり)
	円	円	円
理 事	11,137	11,137	
監 事	11,137	11,137	11,137
評 議 員		11,137	